

平成24年度第1回地域自立支援協議会に関する意見シート

資料(6) 障害福祉施策の見直しについて

(結論)

心身障害者福祉手当については、時代の役目を終えており、現行の障害者福祉施策の目的である障害のある人達が地域で安心・安全な自立生活を送るために総合的支援が実施できるネットワーク化の構築が必要であると考えます。

(根拠)

昭和49年宇部市の単市事業として心身障害者福祉手当等の支給が開始されたが、当時は「福祉元年(昭和48年)」などと、障害のある人達の福祉施策は施設福祉施策が中心であり、在宅で暮らす障害のある人達への処遇は希薄なものであったため、宇部市では同制度を実施することで少しでも在宅で暮らす障害のある人達の処遇向上を目指していた。

しかし、時代とともに障害のある人達への福祉施策の方向性は、昭和56年(1981年)の「国際障害者年(完全参加と平等)」を契機に施設福祉から地域福祉(在宅福祉)へと軌道修正が行われるとともに、平成5年にこれまでの「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」に改正されることにおいて、障害者の定義に精神障害者が加えられるなど障害者の範囲も拡大された。

また、平成10年には「社会福祉基礎構造改革(中間まとめ)」が発表され、個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて推進された。

これらの障害福祉の潮流にともない、平成13年にはこれまで50余年続いた措置制度から利用者と供給者の直接契約する障害者福祉サービス利用方式である支援費制度が開始された。

平成18年からは支援費制度に変わり、障害者基本法の基本理念にのっとり、障害者及び障害児が能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付その他の支援を行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、「障害者自立支援法」が施行された。